

農村地域防災減災事業

小田島地区

地区別基礎資料（案）

目 次

1. 事業地区の概要

(1) 地域の概要	1
(2) 事業実施前の地区の状況	1
(3) 事業の目的	1
(4) 事業の内容	1
(5) 小田島地区の整備状況及び営農状況	2

2. 事業制度の概要

(1) 事業制度の概要（農村地域防災減災事業の事業メニュー）	5
(2) 特定農業用管水路等特別対策事業の事業内容等	5

1. 事業地区の概要

(1) 地域の概要

本地区は、山形県（以下「県」という。）東根市（以下「市」という。）の西部に位置し、一級河川村山野川（むらやまのがわ）、白水川（しらみずがわ）に面した地域であり、米を基幹とし畑作物や果樹を組み合わせた営農が展開されている。

(2) 事業実施前の地区の状況

本地区の基幹的なかんがい施設は、昭和32～39年度に行われた県営かんがい排水事業により整備され、昭和41～47年度に行われた県営ほ場整備事業により30a区画の整備と用排分離が図られた。地区的主水源は、一級河川荷口川（にくちがわ）から取水している小田島揚水機であり、送水管（石綿管直径700～800mm）で地区上位部の吐出し水槽に送水され、そこから開水路で受益地にかんがいされている。



(3) 事業の目的

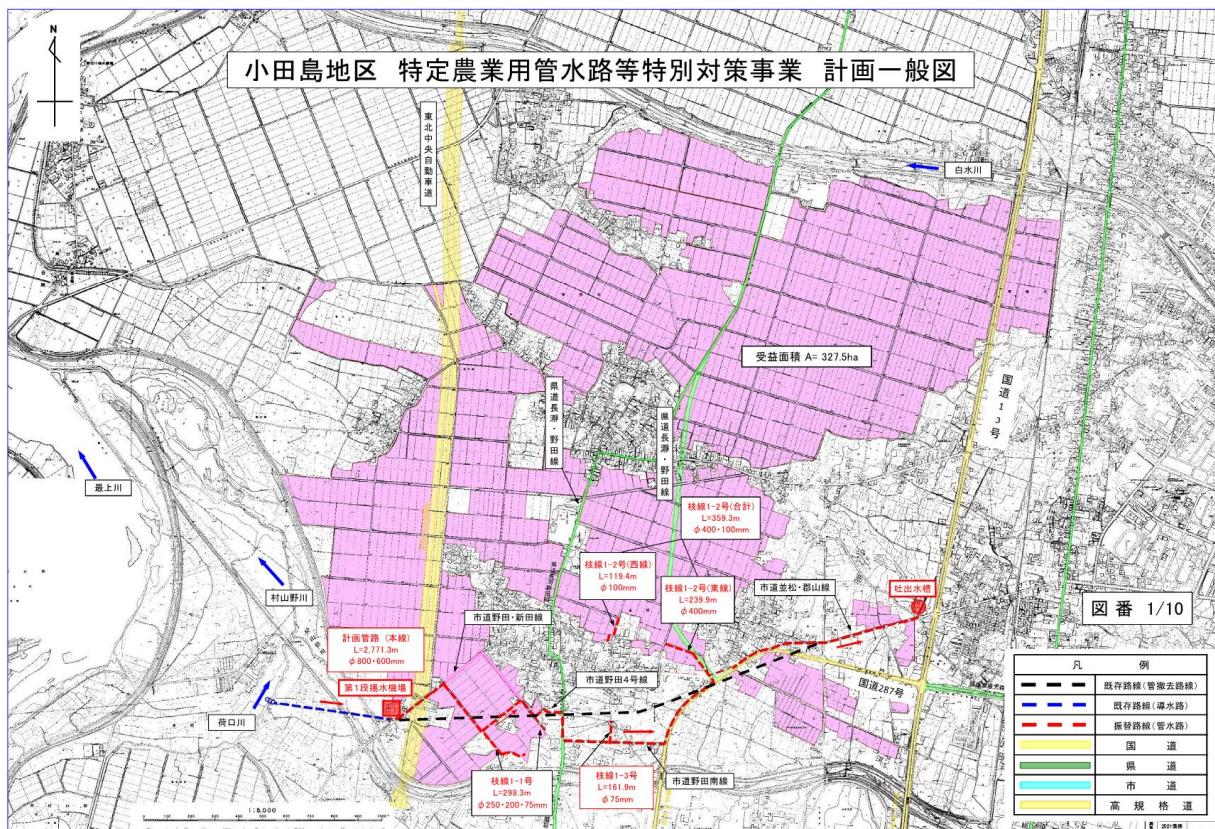
送水管に使用されている石綿管の老朽化に伴う破損等により、農業者を含めた地域住民の健康を害するおそれがあることから、石綿に起因する影響を未然に防止するため、石綿管の撤去更新を行うものである。

また、送水管は宅地や農地等の私有地に埋設され、維持管理作業の支障となっているため、更新時の代替水路は維持管理作業の支障にならない新たなルートを選定・設置し、安定的な農業用水の確保と農業経営の安定を図るものである。

(4) 事業の内容（小田島地区）

項目	最終計画（計画変更：平成29年度）
①事業主体	山形県
②関係市町村	東根市
③事業費	1,120百万円（決算額）
④工事期間	平成22年度～令和元年度
⑤受益面積	328ha（田：328ha）※R7年度時点：320ha（田：320ha）
⑥受益戸数	591人（R7年度時点：583人）
⑦主要工事	石綿管撤去 1.8km 送水管代替 3.6km 揚水機 1か所
⑧関連事業	なし
⑨負担割合(%)	国(55)、県(35)、市(10)、農家(-)

地区概要図



(5) 小田島地区の整備状況及び営農状況

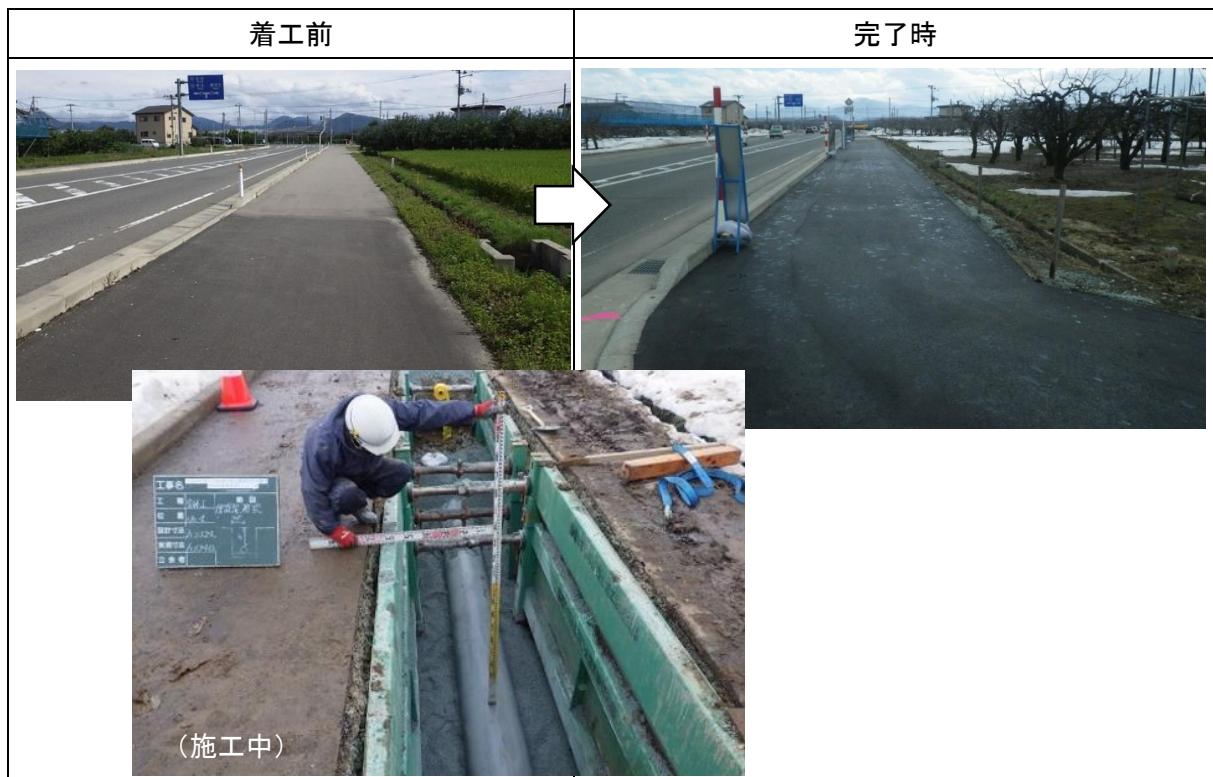
[送水管布設狀況 (FRPM 管直徑 800mm)]

着工前	完了時
(施工中)	

[送水管布設状況 (FRPM 管直径 600mm)]



[送水管布設状況 (枝線 VM 直径 400mm)]



[揚水機の整備状況（第1段揚水機場）]

着工前	完了時
	

[地区内の営農状況（完了時）]

水稻

えだまめ


2. 事業制度の概要

(1) 事業制度の概要（農村地域防災減災事業の事業メニュー）

農村地域防災減災事業の事業メニューは、次のとおり。

〔1〕調査計画事業

〔2〕整備事業

1) 用排水施設等整備

ア 防災ダム整備事業

イ ため池整備事業

ウ 用排水施設等整備事業

エ 農地保全整備事業

オ 地域防災機能増進事業

カ 農業用河川工作物等応急対策事業

キ 特定農業用管水路等特別対策事業

ク 水質保全対策事業

ケ 公害防除特別土地改良事業

コ 地すべり対策事業

サ 防災重点農業用ため池緊急整備事業

シ ため池洪水調節機能強化事業

ス 湛水被害総合対策事業

2) 災害管理施設等整備

セ 農業用施設等災害管理対策事業

ソ 農村防災施設整備事業

タ 農業水利施設危機管理対策事業

〔3〕体制整備

1) ため池緊急防災環境整備事業

2) ため池群管理体制整備事業

(2) 特定農業用管水路等特別対策事業の事業内容等

1. 事業内容

〔1〕石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む。）及びこれと一体的に行う農業用用水路の変更

〔2〕〔1〕の農業用用排水路と一体となって機能を発揮する農業用用排水路の変更

〔3〕石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更

〔4〕〔1〕から〔3〕までの事業の実施に必要な、施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定

2. 事業実施主体
都道府県又は団体

3. 実施要件

[1] 都道府県営事業

受益面積がおおむね 20ha 以上であり、かつ、1 の [1] 及び [2] を対象とするものにあっては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用用水路の延長が 50% 以上のもの

[2] 団体営事業

受益面積がおおむね 10ha 以上であり、かつ、1 の [1] 及び [2] を対象とするものにあっては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用用水路の延長が 50% 以上のもの

農地防災事業の内容と体系

